

多賀町簡易修繕工事等について

多賀町入札参加資格者名簿に登録されていない町内の事業者を対象に、町が発注する簡易な修繕工事等の受注機会を拡大することにより、町内経済の活性化を図ることを目的とし、簡易修繕工事等に該当する契約に係る事業者選定に際しては、多賀町簡易修繕工事登録者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるように努めます。

対象となる工事

簡易修繕工事等の対象は、多賀町財務規則第 131 条に定める随意契約によるもののうち、次の各号のいずれにも該当する工事です。

- (1) 町が発注する小規模な修繕工事等で技術的内容が軽易であるもの
- (2) 1件の予定価格(消費税および地方消費税を含む。)が 50 万円未満であるもの
このときの技術的内容が軽易とは、所定の品質・強度等を求める程度の施工であつて、入札案件と同様の図面や仕様書等を求める補修工事ではありません。また、50 万円未満の工事であっても総合的判断により対象工事としない場合もあります。

登録者名簿

多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録名簿は、「多賀町商工会員のうち多賀町入札参加資格のない町内事業者」と「多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録制度により認定された事業者」によって構成します。

契約制度の透明性を図る観点から一般に公開する場合がありますので、予めご承知ください。

<問合せ先>

多賀町役場 企画課 契約担当 森
TEL 0749-48-8122(直通)
FAX 0749-48-0157
メール kikaku@town.taga.lg.jp